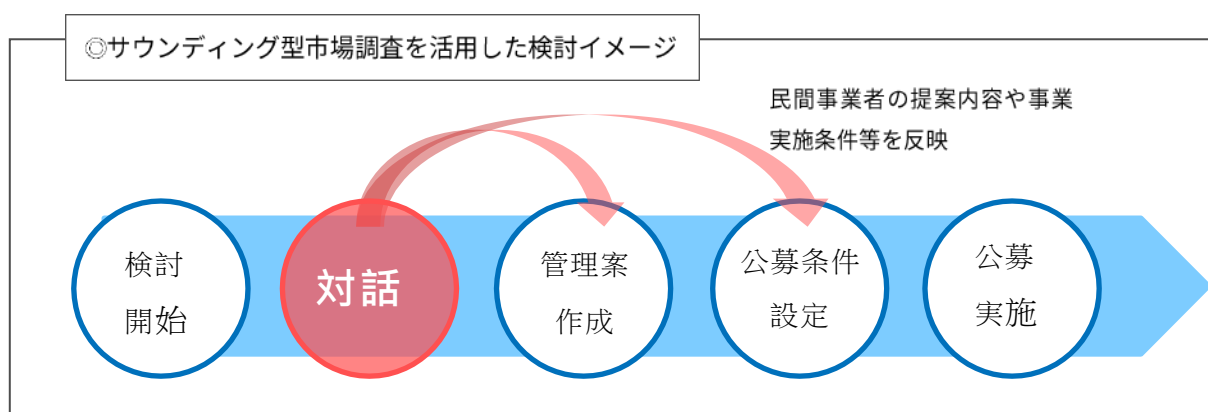


包括施設管理業務導入を視野に入れた TERRACE 沼田施設管理業務に係る「サウンディング型市場調査」実施要領

1 調査の概要

沼田市では、庁舎等複合施設「TERRACE（テラス）沼田」を整備し、平成31年5月7日にオープンする予定です。建物の完成に際し、当施設の維持管理から市役所業務まで、一括して総合的な施設管理業務の導入を検討しています。そこで、民間の優れたノウハウを活用し適切な施設維持管理を実現するため、民間事業者の皆様と直接対話（サウンディング型市場調査）を実施します。また、将来的に、小中学校、幼稚園その他の市有施設に及ぶ包括施設管理業務の導入も検討しており、その可能性について併せて対話を行います。



2 対話の実施（アイデア及びノウハウ保護のため、対話は個別に行います。）

- (1) 日時 平成30年6月11日（月）～29日（金）（土日を除く）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）の間
- (2) 場所 沼田市役所会議室
- (3) 時間 対話30分～60分
（対話時間の中に市からの事業説明の時間を含みます。）
- (4) 対象者 事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

3 想定する業務内容

自家用電気工作物、消防設備、地下タンク保守点検、昇降機、ばい煙測定、改正フロン類法点検、自動ドア、シャッター、電話設備、機械警備、常駐管理、電波障害対策、樹木管理、ごみ処理、駐車場管理、清掃、衛生的環境管理、電話交換業務、市役所案内業務、日直業務、宿直代行、守衛受付等

4 建物概要

- (1) TERRACE 沼田
構造等：鉄骨造
階数：地上7階

床面積：24,103.10 m² 公共歩廊：127.96 m²

(2) 駐車場棟

構造等：鉄骨造

階数：地上 7 階

床面積：12,073.76 m²

5 工事の進捗状況

TERRACE 沼田整備工事の進捗状況については、下記リンクを参照してください。

<http://www.city.numata.gunma.jp/shisei/keikaku/green/1007243/index.html>

6 実施設計概要書

TERRACE 沼田整備の詳細については、実施設計概要書を参照してください。

http://www.city.numata.gunma.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/095/jittshisettkei.pdf

7 聞きたいこと

- ・事業者募集における沼田市に提示してほしい資料や要望
- ・追加して必要と思われる業務
- ・希望する業務期間
- ・事業開始までに必要な準備期間
- ・市内業者の受注機会
- ・包括管理委託導入の可能性、市場性の有無
- ・契約方法
- ・その他留意事項、懸念事項

8 包括施設管理業務導入対象想定施設

小中学校（20校）、幼稚園（2園）、保育園（4園）、図書館、保健福祉センター支所（白沢、利根）、公民館（6館）等

9 対話参加受付

参加を希望する場合は、ウェブページ掲載のエントリーシートに必要事項を記入の上、対話希望日 5 日前の午後 5 時 15 分までに問合せ先 E メールアドレス宛に「サウンディング参加申込」のタイトルで送付してください。エントリーシートにご記入いただいた希望日を調整して、市から対話日程をご連絡します。

資料の作成は必須ではありませんが、説明のために用意する場合は市提出分として 5 部ご準備ください。

10 対話結果公表

(1) サウンディングの実施結果について、概要を公表します。（7月下旬を予定）

- (2) 公表にあたっては、各事業者の有する創意工夫・ノウハウを保護するため、あらかじめ公開する内容を確認します。
- (3) 事業者の名称は公表対象としません。

11 留意事項

- (1) サウンディング参加に関する全ての書類作成および提出に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 資料を提出された場合、その著作権は作成者に帰属しますが、返却はいたしません。
- (3) 提出資料を事業立案以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。
- (4) 対話にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (5) 対話に不参加でも、将来実施予定の公募プロポーザルに参加することは可能です。
- (6) 当該施設に関する公募プロポーザルの実施に際し、サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありませんが、提案内容が利活用案や公募条件等に反映される可能性がありますので、奮ってご参加ください。

12 参加除外要件

本要領公表の日から6月24日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、本市場調査に参加することができません。

- (1) 沼田市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は沼田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる

者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(9) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

12 問い合わせ先

〒378-8501

群馬県沼田市西倉内町780番地

沼田市役所総務部財政課管財係

TEL : 0278-23-2111 (代表) 内線 3263,3265

FAX : 0278-24-5179

Eメール : kanzai@city.numata.gunma.jp